

特定建築物排出量削減計画書

京都市地球温暖化対策条例に基づく義務規定

対象

建築確認申請を行う京都市内の建築物で**床面積 2,000 m²以上の新築・増築**
(増築にあつては増築する面積が 2,000 m²以上)

- ※ 住宅・非住宅を問いません。ただし、改築・修繕は含みません。
- ※ 提出義務者は建築主です。

提出に必要な図書(2部)

- 特定建築物排出量削減計画書
- 『2008年版CASBEE－新築(簡易版)』によるメインシート、結果シート、スコアシート、解説シート(なお、『CASBEE－新築(簡易版)』で高得点(4点又は5点)を付けた場合、その具体策をスコアシートの「環境配慮設計の概要記入欄」に記入してください。)
- 『2008年版CASBEE－新築(簡易版)』で評価した電子データ(FD,CD-R等)
- エネルギーの使用の合理化に関する法律第75条第1項に規定する「省エネルギー計画書」の写し
- 付近見取図、配置図、各階平面図、立面図(各面)、断面図、外構図等の図面
- 特定建築物排出量削減計画書に記載された「温室効果ガスの排出量の削減を図るための措置が具体的にわかる資料若しくは図面

※ 提出に必要な図書については、次のホームページからダウンロードしてください。

- 特定建築物排出量削減計画書 (<http://www.city.kyoto.lg.jp/kankyo/page/0000022567.html>)
- 『2008年版CASBEE－新築(簡易版)』 (<http://www.ibec.or.jp/CASBEE/index.htm>)

※ 提出された書類は文書閲覧及びインターネットによる公表の対象になります。

提出先

- 京都市都市計画局建築指導部建築審査課の窓口(郵送不可)

※ 工事着手予定の日の21日前までに提出してください。

特定建築物に係るその他の提出書類

- **特定建築物排出量削減計画変更届出書**
「特定建築物排出量削減計画書」の記載事項の変更があった場合に提出
- **特定建築物工事完了届出書<必須>**
工事完了時に提出(工事完了後15日以内)

◆ お問い合わせ先

京都市環境政策局地球温暖化対策室 特定建築物担当
〒604-8751 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地
TEL 075-222-4555 FAX 075-211-9286
URL : <http://www.city.kyoto.lg.jp/kankyo/soshiki/5-7-0-0-0.html>
E-mail : ge@city.kyoto.jp

